平成２４年（フ）第４６７号
大阪府河内長野市南花台３丁目３番28―202号
債務者　木屋　　卓
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５０２号
堺市北区新金岡町３丁５番９―203号
債務者　伊藤　　稔
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５０３号
堺市北区新金岡町３丁５番９―203号
債務者　伊藤エツ子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５１４号
堺市堺区石津町１丁９番14号
債務者　筧　　泰輔
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５２４号
堺市南区槇塚台３丁１番24―908号
債務者　草原　順子（旧姓髙木）
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５２６号
堺市西区菱木４丁2823番地３
債務者　澤田　大樹
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５３２号
堺市北区新金岡町２丁３番12―509号
債務者　竹内　弘幸
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５５１号
大阪府柏原市国分市場１丁目１番11号
債務者　橘　　英子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５６１号
大阪府柏原市平野１丁目10番３号　クロー・エイテルパーチ201号、前住所島根県出雲市松寄下町1116番地３　シーロー浜山Ａ―101
債務者　石田　慎治
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５６８号
堺市堺区新在家町西４丁５番９号
債務者　髙田　岳之
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２０号
兵庫県加東市家原616番地２　家原団地３―203号
債務者　神吉　初代
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第３８号
島根県出雲市平田町907番地
債務者　原　亜希子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第４１号
島根県出雲市平田町1816番地38コーポぎま３―202
債務者　原田　武志
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第２０４号
高知市春野町弘岡中57番地14
債務者　永田　　稔
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第８８号
北海道室蘭市中島本町２丁目６番７―101号
債務者　中野　英樹
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第４５号
福島県いわき市平赤井字田町151番地の１、前住所福島県いわき市平赤井比良２丁目20番地　県営住宅６―５
債務者　欠畑　雅利
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第１０号
群馬県渋川市渋川4576番地12、申立時の住所群馬県沼田市岩本町157番地17
債務者　田中　　誠
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係